

海外港湾物流プロジェクト協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第一条 この要綱は、海外港湾物流プロジェクト協議会（以下、「協議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第二条 協議会は、コンテナターミナル開発・運営など海外の港湾物流プロジェクトに関して、官民による情報の共有、交換等のプロジェクトの獲得推進に向けた取り組みを行うことを目的とする。

（組織）

第三条 協議会は別紙の委員をもって組織する。委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、ワーキンググループを設置する。

（座長）

第四条 協議会には座長及び副座長を置く。

2 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は座長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の公開等）

第五条 協議会は、これを非公開とする。

2 協議会資料及び議事概要については公開とする。ただし、協議会において特に必要があると認めた場合には、これを非公開とすることができる。

（事務局）

第六条 協議会に事務局を置き、協議会の運営に関する事務を行う。

2 協議会の事務局は、国土交通省港湾局国際・環境課に置く。

（その他）

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は平成22年11月5日をもって施行する。